

II 事業計画

第1号事業 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
1 就労相談	(1) 相談業務 就労に関する情報提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含め関係機関と連携した幅広い相談業務を行う。	通年	就労を希望する障害者、 就労中の障害者、 障害者の家族、 関係機関、企業担当者 など	電話等 7,400件 来所 1,300件 訪問等 2,300件	
	(2) 相談体制の充実【事業推進プランP.26】 重度障害者や精神障害者等(以下「重度障害者等」という)からの相談に対応するために、希望や適性に応じた就労面及び生活面の社会資源を提案し、障害の多様化に対応した面談を実施する。 定着支援事業利用者の増加に対応するために、平日の相談時間延長を継続実施し、新たに土曜相談を実施する。	通年	就労を希望する障害者、 就労している障害者、 障害者の家族、関係機関、 企業担当者 など	【平日の相談時間の延長】 実施日 毎週火曜日 実施時間 19時まで 【土曜相談】 実施日 毎月第2土曜日 実施時間 9時～16時	
2 利用者に対する就労・生活支援	(1) 就労・生活支援及び定着支援の実施 利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに必要な生活支援を一体的に行い、就職後は安定して働き続けられるよう定着支援を行う。	通年	就労を希望する障害者、 就労している障害者、 障害者の家族、関係機関、 企業担当者 など	新規登録者数 100人 登録者数累計 1,400人 新規就職者数 60人 定着支援対象者数 850人	
	(2) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催で開催する。働く心構えに関する就職準備講座や障害者雇用を進めている企業の人事担当者や就労している障害者から講話を聴く場を設け、これから働く障害者の就労に関する意識の向上を図る。	年下半期	就労を希望する障害者、 就労している障害者、 障害者の家族、関係機関、 企業担当者 など	参加者 120人	
3 職業評価	・ 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プランP.26】 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施して、重度障害者等への対応工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握し、仕事のマッチングや企業へのアピール、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等に資する。	随時	就労を希望する障害者、 特別支援学校の生徒	実施人数 年24人	
4 スタートアッププログラム	・ 重度障害者等(※)を対象とするスタートアッププログラムの実施【事業推進プランP.26】 短時間勤務を含む就労や就労系福祉サービスへの移行を目指す重度障害者等を対象として障害特性に配慮した訓練プログラムを開発し、事業団の就労移行支援事業とも連携を図りながら実施する。 (※)重度障害者等 ①身体障害者手帳1、2級を保持している者及び3級該当障害を2以上重複して有する者 ②愛の手帳1、2度を保持している者及び障害者職業センターにより職業上重度と判定された者 ③精神障害者(主治医により短時間勤務が望ましいと判断された者) ④短時間雇用を希望する精神障害者 ⑤就職も福祉サービス事業所への通所もしていない未就労の在宅障害者等	随時	就労を希望する重度障害者等	利用推奨人数 年24人 利用期間 原則6か月 最長1年 実施日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 実施時間 10時～16時 利用日数 週2～3日 (利用時間数) (週10～15時間) 利用定員 6人	
5 職場体験実習	・ 職場体験実習の実施 福祉施設利用者等の就労を希望する障害者に対して、就職への意欲の向上を図るために、区と共催で区役所や区内企業において職場体験実習を実施する。	随時	就労を希望する福祉施設利用者等の障害者、 福祉施設支援員 など	実施人数 年55人	
6 働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援	(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施【事業推進プランP.28】 働いている精神障害者及び発達障害者に対して、働き続けるためのコツや将来に自立するためのヒントなどの講話を聞く場を設け、意識啓発支援の充実を図る。	通年	就労中の精神障害者 (精神障害者交流セミナー) 就労中の発達障害者 (発達障害者交流セミナー)	実施回数 年2回 実施回数 年2回	

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
6 働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援	(2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施【事業推進プランP.28】 働いている知的障害者に対して、ワクサポ広場(平日の夕方)及び知的障害者交流会(土曜日または日曜日)を実施し、楽しみながら基本的なビジネスマナーを学べる場を設け、余暇活動支援の充実を図る。	通年	就労中の知的障害者 (ワクサポ広場)	実施回数 年12回 実施日 毎月第3金曜日 実施時間 18時30分～20時	
		通年	就労中の知的障害者 (知的障害者交流会)	実施回数 年2回	

第2号事業 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
1 障害者雇用に関する情報の提供	(1) 企業向けリーフレットの作成 企業の雇用支援を推進するために、障害者雇用制度や障害特性、対応方法などに関する内容を記したリーフレットを作成し、配付する。 (2) 企業との個別相談 障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対して、障害者の新規雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。	随時	企業	作成部数 100部	
		随時	企業担当者	相談件数 2,300件	
2 職場開拓	・ 職場開拓の実施【事業推進プランP.29】 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する工夫や配慮事項、活用できる障害者雇用制度を説明する。 重度障害者等が通勤しやすい区内近隣の企業や週10時間以上20時間未満勤務の職場開拓を実施する。 ハローワークと連携して、障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先を開拓する。	随時	企業担当者	訪問企業数 年25社 開拓企業数 年2社	
3 企業の障害者雇用を推進するための支援	(1) 職場見学会・説明会の実施【事業推進プランP.29】 利用登録者や地域の福祉施設等の通所者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設ける。 (2) 企業による訓練見学会の実施【事業推進プランP.30】 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者との交流を図る場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などを理解、共有できるよう働きかける。 (3) 企業による情報交換会の実施【事業推進プランP.30】 複数の企業が同日に訓練事業を見学する場を設け、企業同士による情報交換会を実施する。	随時	企業担当者、 就労を希望する福祉施設利用者等の障害者、 福祉施設支援員 など	実施回数 年3回	
		随時	企業担当者、 事業団就労移行支援利用者	随時	
		随時	企業担当者	随時	

第3号事業 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
1 障害者就労に関する情報等の収集	(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 都内の就労支援機関の連絡会に参加し、障害者の就労状況や障害者の就労支援に関する情報等を収集する。 (2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行い、障害者就労や職場実習に関する情報等を収集する。	随時	就労支援機関、企業 など	城南ブロック就労支援連絡会	
		随時	関係機関	障害者雇用連絡会議等	

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
2 障害者就労に関する情報等の提供	(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。	四半期毎	福祉施設、団体 など	1回あたりの部数 1,300部 発行回数 年4回	
	(2) ホームページの運営 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を掲載し、内容の充実を図る。	常時	障害者、障害者の家族、福祉施設、団体、企業、区民 など	随時更新	
	(3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団の広報活動に努める。	随時	障害者、障害者の家族、福祉施設、団体、特別支援学校、区民 など	杉並区障害者週間事業、福祉会館まつり、特別支援学校での説明会等	
3 障害者就労に関する情報等の普及啓発	(1) ワークサポートセミナーの実施 障害者就労や障害者雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労に関する理解を深める。	通年	障害者、障害者の家族、福祉施設、団体、企業、区民 など	実施回数 年1回	
	(2) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プランP.28】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマに、障害者の家族を対象としたセミナーを開催し、理解を深めるとともに家族同士の意見交換の場を提供する。	通年	障害者の家族、福祉施設、団体 など	実施回数 年1回	
	(3) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プランP.28】 働いている発達障害者及びその家族が情報共有できる場を提供する。	通年	障害者、障害者の家族、福祉施設、団体 など	実施回数 年1回	
4 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析	・ 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析 国の検討会議や他自治体等における施策、他の就労支援機関や障害者雇用推進企業等による支援方法に関する研究・分析を行い、支援スキルの向上を図る。	随時	国の検討会議、他自治体、他の就労支援機関、障害者雇用推進企業 など	随時	

第4号事業 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
1 地域の関係機関との連携の強化	(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プランP.31】 雇用支援ネットワーク会議に参加する障害当事者の意見を直接聞いて、支援に反映するとともに、福祉施設等関係機関の支援員が課題を把握して解決策を学び合い共有できる場を提供することにより、障害者の就労支援の充実と支援力の向上を図る。	随時	福祉施設、特別支援学校、杉並区地域障害者相談支援センターすまいる、ハローワーク など	実施回数 年12回	
	(2) 福祉施設等関係機関との連携の促進【事業推進プランP.31】 重度障害者等に関する障害特性や配慮事項、環境整備などの情報共有を図り、福祉施設等関係機関との連携を促進する。	随時	福祉施設、保健センター、杉並区地域障害者相談支援センターすまいる など	随時	
	(3) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プランP.31】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場などにおいて、福祉施設等関係機関などから働きながらでも使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を受けられる場を提供する。	随時	福祉施設、保健センター、杉並区地域障害者相談支援センターすまいる など	随時	
	(4) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プランP.32】 精神障害者に対して、一人ひとりの障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が健康管理を行って障害理解を深める方法などに関して保健センターとの情報共有を図り、連携を強化する。 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方、就労支援などに関して高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化する。	随時	保健センター、障害者生活支援課地域生活支援担当 など	随時	

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
1 地域の関係機関との連携の強化	(5) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プランP.32】 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や詳細な情報共有を図り、連携を強化する。 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、若年認知症(65歳未満での発症)、難病等、様々な障害や症状を抱えた方や家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に活かしていく。	随時	医療機関	随時	
	(6) 特別支援学校等との連携の強化 学校訪問や採用前の職場実習への同行などを行い、スムーズな定着支援につなげる。	随時	特別支援学校	随時	
	(7) 困難ケースへの対応力の向上 通常の体制では支援が困難なケースについて、医療機関や福祉施設関係機関等のアドバイスを踏まえてケース検討を行うなど、職員間の情報共有、支援スキルの向上を図る。	随時	医療機関、 在宅医療・生活支援センター 基幹相談支援センター など		
2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援	(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報の提供及び連携の促進 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行う。	随時	福祉施設等関係機関	随時	
	(2) 支援者向けセミナーの実施 福祉施設等関係機関の支援員に向けて障害者就労に関するセミナーを行い、支援スキルの向上を図る。	随時	福祉施設等関係機関	実施回数 年1回	

第5号事業 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

事業名	事業内容	時期	対象	規模等	備考
1 就労移行支援事業	(1) 就労移行支援事業利用者の安定的な受け入れ 就労移行支援事業利用者の安定的な受け入れに努める。	通年	就労を希望する障害者	利用期間 2年間 就職時の定着支援 6か月	
	(2) 訓練プログラムの実施 職業準備性を高める訓練プログラムを実施する。 外部講師による講義や施設外活動の訓練プログラムを実施する。 スタートアッププログラムと緊密に連携し、事業効果の向上を図る。	通年	就労を希望する障害者	利用定員 10人 開所日数 年240日 開所日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 利用時間 10時～16時	
	(3) 制度の変更等に対応した事業運営 利用定員などの制度の変更等に対応した事業運営を実施する。	随時	-----	-----	
	(4) 福祉サービス第三者評価の受審 福祉サービス第三者評価を受審し、提供サービスの再点検とさらなる向上を図る。	通年	-----	-----	
2 就労定着支援事業	・ 就労移行支援事業の利用から就職した障害者への定着支援の実施 就労移行支援事業の利用から就職して就職後6か月を経過した障害者を対象として、職場訪問や面談等による定着支援を行う。	通年	就労移行支援事業の利用から就職して、定着支援を希望する障害者	利用期限 3年間 利用者 10人	
3 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営検討	・ 障害福祉サービス事業の検討【事業推進プランP.26】 令和7年度後半から開始が予定されている「就労選択支援」の実施について調査、検討する。 就労移行支援事業について、事業実績や事業環境の変化に応じた事業運営のあり方等に関する検討を実施する。	通年	-----	-----	